

【民事系科目】

【第1問】（配点：100〔設問1〕，〔設問2〕及び〔設問3〕の配点は、35：25：40）

次の文章を読んで、後記の【設問1】，【設問2】及び【設問3】に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

I

【事実】

1. 令和2年4月10日、(A)が所有する工作機械甲が盗まれ、行方不明となった。
2. 令和2年4月25日、土木業を営む(B)は、空き地に放置されている甲を発見し、所有者が廃棄したものだろとて、甲を持ち帰った。
3. 令和2年5月1日、(B)は、(C)との間で、期間を6か月間として甲を無償で貸す契約を締結し、同日、甲を(C)に引き渡した。(C)は、その際、【事実】1及び2を知らなかった。
4. 令和2年5月15日、(B)は、弁済期が到来していた(D)に対する借入金債務の弁済に代えて、甲を(C)に貸与したまま(D)に譲渡した。その際、(B)は、(D)に「甲は中古機械の販売業者から買った。」と虚偽の説明をした。また、甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もなかったため、(D)は、(B)の説明を信じた。同日、(B)は、(C)に対して、甲を(D)に譲渡したので、以後は(D)のために占有し、同年11月1日に甲を(D)に返却するよう指示し、(D)は、このような方法により(B)から甲の引渡しを受けることを了承した。
5. (A)は、(C)が甲を使用している事実を知り、令和2年10月15日、(C)に対して【事実】1の経緯を説明し、甲の返還を求める（以下「請求1」という。）とともに、同年5月1日から甲が(A)に返還されるまでの間の使用料相当額の支払を求めた（以下「請求2」という。）ところ、(C)は、自分は、甲の所有権を取得した(D)から甲を借りていると主張して、(A)の請求に応じない。これに対して、(A)は、(B)から(D)への譲渡後も(C)が甲を現実支配する状態に変わりがなく、(D)は甲の所有権を取得したとはいえず、(B)のいずれにせよ【事実】1に照らすと、(C)は(A)の請求に応じるべきであると反論した。

【設問1】

【事実】1から5までを前提として、次の問いに答えなさい。

下線部①における(C)の主張並びに下線部②及び③における(A)の主張の根拠を明らかにし、これらの主張の可否を検討した上で、請求1及び請求2の可否について論じなさい。なお、不法行為に基づく構成について検討する必要はない。

II 【事実】1から5までに加え、以下の【事実】6から14までの経緯があった。

【事実】

6. (A)は、個人で事業を営んでいたところ、従業員の技能の向上のため、毎年11月に実施される業界の技能検定試験である「〇〇検定1級」（以下「乙検定」という。）に従業員を合格させる方針を打ち出した。そこで、(A)は、乙検定の高い合格実績をうたって通学講座を開設している(E)に対して、(A)の従業員専用の出張講座の開設を依頼した。(A)及び(E)は、令和3年5月10日、(E)が、同年6月から10月までの5か月間、(A)の事業所にて出張講座を開設し、週4日、授業を行うこと、(A)が、月額報酬60万円、及び同年の乙検定の合格者数に応じた成功報酬を支払うことを合意した（以下「契約①」という。）。なお、月額60万円は、(E)の他の出張講座よりも高額であった。
7. (E)は、契約①の出張講座（以下「本件講座」という。）に専念するため、新たな出張講座の

依頼は受けないこととし、また、通学講座のための代替の講師を手配し、これらをAに伝えた。
8. Aの従業員で、乙検定の合格レベルの技能を有しない30名が本件講座を受講することになった。滑り出しは順調であり、開講から1か月後に実施された模擬試験では、受講生の技能は顕著な伸びを見せた。

9. とくが、Eが本件講座の受講生に求める課題の量が膨大で、受講生の大半が汲々としており、引き続き技能を伸ばす受講生が相当数いた反面で、課題の不提出についてEに叱責されるなどしたため、止めたいと言いつつ受講生も現れた。令和3年8月6日Aは、Eに対し善処を求めたが、Eから「こちらはプロなのだから任せてほしい。」と言われた。Aは、Eの態度に失望し、「このままの状況が続くようであれば同年8月末で本件講座を取りやめることも考える。」と伝えた。

10. Eはその指導方法を維持したまま、令和3年8月31日となった。この時点で、本件講座に継続して出席している受講生は20名となっていた。Aは、同日、Eに対し、契約①を解除する旨の意思表示をし、これによって本件講座は閉鎖された。

11. Eは、令和3年9月及び10月に【事実】7により手配した講師の報酬として合計40万円を支出した。また、Eは、同年10月に別の企業において2週間の出張講座を行い、その報酬として15万円を得た。

12. 本件講座の閉鎖後、受講生30名は、全員が、Aから費用の補助を受けて他者の開設する通学講座を受講して、令和3年11月、乙検定を受験し、その6割である18名が合格した。乙検定の当年の全体の合格率は4割であり、Eの通学講座の受講生の合格率は6割程度であった。

13. Aは、令和3年8月分以降の月額報酬等の支払をしていない。

14. Eは、令和3年12月、Aに対し、同年8月分の月額報酬60万円の支払を求める（以下「請求3」という。）とともに、同年9月及び10月に関する損害賠償金120万円（【事実】11で支出した40万円を含む。）の支払を求め（以下「請求4」という。）、更に、乙検定の合格者数に応じた成功報酬の支払も求めた。

これに対し、Aは、【事実】9及び10の経緯などを指摘して支払を拒絶した。

【設問2】

【事実】6から14までを前提として、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) 契約①によるEの債務の内容及び契約①の性質を、理由を示して明らかにしなさい。
(2) (1)における契約①の性質を踏まえて、請求3及び請求4の可否について、Aの反論を考慮しつつ、論じなさい。

Ⅲ 【事実】1から14までに加え、以下の【事実】15から21までの経緯があった。

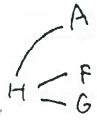
【事実】

15. Aには、子F及びGがいた。Fは、長らくAとの交流を断っていた。

16. 令和4年3月、Aは、難病を発症した妻の治療費を捻出するため、友人であるHと500万円の借入れを懇請したところ、Hは、Gが連帯保証をするを条件にこれに応じた。同年4月1日、Hは、Aとの間で、弁済期を令和10年4月1日としてAに500万円を貸し付ける旨の契約（以下「契約②」という。）を、またGとの間で、契約②に基づくAの借入金債務（以下「本件債務」という。）につきGが連帯保証をする旨の契約を、それぞれ書面により締結し、令和4年4月2日、契約②に基づき500万円をAに交付した。

17. Aは、更なる治療費の支出に備えて、令和4年8月9日、Hに対して自己所有の絵画丙を100万円で買い取ってほしいと頼んだ。

18. 令和4年8月15日、HとAとの間で、Hが同月31日までに代金100万円を支払うこと等の内容とする丙の売買契約が締結され、丙がAからHに引き渡された。



19. 一方, 【事実】17からAの資力に不安を感じたHは, Gに対して, 本件債務について連帯保証人をもう一人増やしてほしいと告げた。そこで, GがFに依頼した結果, 令和4年8月22日, FとHとの間で, Aに知らせないまま, 本件債務をFが連帯保証する旨の契約(以下「契約③」という。)が書面により締結された。なお, F・G間の内部的負担割合に関する合意はない。
20. 令和10年6月20日 Hは, Hに対して本件債務の弁済の猶予を求める書面を送付したが, Fはこの事実を知らなかった。A→H
21. 令和15年5月10日 Hは, 契約③に基づき, Fに対して500万円の支払を求めた(以下「請求5」という。)。H→F

【設問3】

【事実】15から21までを前提として, 次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) Hは丙の売買代金を全くAに支払っていないものとする。この場合, Fは, 令和15年5月11日の時点で, Hに対して500万円全額又は丙の売買代金100万円分につき支払を拒むことができるか。
- (2) Hは丙の売買代金全額を期日までにAに支払っていたとする。令和15年5月11日, 請求5につきFとHが話し合い, FがHに300万円を支払い, Hはその余の支払を免除した。この場合, Fは, A及びGに対して各々求償をすることができるか。また, 求償をできるとすれば, その額は各々いくらか。

第1 設問1

1. 請求1

(1) AはCに対し甲の所有権(民法(以下法を省略)206条)に基づき自らの物返還請求をすることができる。甲はAが所有していた物であり、現在Cが占有している。よってAは上記請求をすることができる。

(2) CはCに対しDは即時取得(192条)により甲の所有権を取得し、DはCとの使用貸借契約(184条)に基づき占有権を行使している。よってAは上記請求をすることができる。①取引行為、②占有の開始、③善意、④公然、⑤無過失。③④⑤については188条1項、⑤については188条2項に規定される。

すなわち、DはCとの使用貸借契約(184条)に基づき占有権を行使している(①②③④⑤)。

すなわち、DはCとの使用貸借契約(184条)に基づき占有権を行使している(184条)。

すなわち、DはCとの使用貸借契約(184条)に基づき占有権を行使している(④⑤)。

(3) BはDに「甲は中古機械の売却業者から買った、と虚偽の証明書を、甲に提出して示す」という事実を、他に不審な点もなかったため、DはBの証明書を信じていたため、Aは②④⑤に基づき抗弁再抗弁を主張することができる。

すなわち、Aは184条に基づき占有権を行使している即時取得は認められないと主張する。

即時取得と善意とは関係が問題となる。

2. 192条1項は、権利者が善意に信じている者に対してのみ適用される。厳格に判断すべきである。すなわち、外観上、占有の状況に異変が生じない、192条を主張するものが、占有を行使したと虚偽を述べたことが、可能であると認められなければならない。また、外観上、占有の状況に異変が生じない場合、善意の力が強く、保護の必要性も低下する。

第

問

「これ」, 192条にいう「占有」とは、外部上, 占有の状況に^{客観的に}変更が生じている
 といふ~~こと~~, ~~指図~~による占有と解する。これ, 指図による占有移転云々
 175条にいう命令が要件とあるから, 外に, 占有の状況に^{客観的に}変更が生じて
 いるといふことである。

イ, 事情では, 上述のとおり指図による占有移転が成立している。

ウ, よって~~占有~~占有, Dの「占有」は192条の「占有」にあてはまる。

エ, このため, Aの上記反論は認められない。

(4) 以上より, Aの上記請求は認められない。

2. 請求 2 211条1項は消滅时效の適用

(1) AはCに^{対し}, 不当利得に基づき(193条)返付使用料相当額の支払を請求
 する~~こと~~が~~認められる~~ことができる。認められる。できる。

(2) ~~これに反し~~, Cは, 自身は「善意の占有者」(189条1項)であるため, 「占有物
 から生じる果実を返す」と主張できる。甲の使用によつて得た利益は「果実」
 といふため, Cの主張は認められる。

(3) これに対しAは, AがCに[支払]の^{返付}を経済的返付した後は, Cは
 占有について「善意」(190条)である^{こと}から, 以後の使用料相当額の支払を
 請求する~~こと~~が~~認められる~~ことができる。

第2 設問 2

1. (1)

消滅时效は適用されず。利益は返す

~~AはBに~~契約①はBがAの^{貸与}金銭専用^の出賃財産~~を~~
 用い, 租税負担はAは57A10, 月収はBがB10及びCがC10
 支払うというものであり, 契約①は「^{賃貸借}契約^{ではない}」(165条)に
 ついてAがBに「^{貸与}金銭専用^の出賃財産^を」^{貸与}したと主張する。貸与は契約①にあてはまる。

2

第

3 示
4 河

香味の貼
に
反動に

9
XXXXXXXXXXXX

問

預め
永三改訂
1-30
利益

23

.....

1

第

問

1 ~~1~~よ、Aの主張は認められず。

2 (1) 11月2日、FはAに200万円を貸付した。

3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23

1. (1)

(1) HはFに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

事件で、Fは連帯保証金貸付の主債務者である。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

令和9年8月22日、FはHに連帯保証金貸付金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

よ、HはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

2. 500万円全額について、Fは事件債務はHが主債務者である。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

主債務者である。Hは「保証金貸付金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。」

1日であり、現在も令和15年5月1日であり、5年を経過している。

1. これに対し、HはAがHに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

したことはHの主張(152条1項)に基き、AはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

と主張する。

2. これに対し、FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

したがって、FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

1. これに対し、HはAがHに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

したがって、FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

よ、FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

(3) PFはAの負債100万円と相殺(505条1項)を主張する。

Aの負債100万円は令和10年4月1日であり、AはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

したがって、FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

A1日であり、AはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。FはAに貸付した保証金に基き、保証金貸付金に請求している。

2012年、Fに入社した。

1. AはBに、HはAの03年分の資料をBにFに提出し、毎年度Fは

令和15年6月20日を経過して、HはAのPRの請求及び

請求もして、Fは、事件係のAに提出した。

よ、FはFに入社した。

(3) CはFはHはBに提出した。Fは、FはAのPRの請求及び

請求もして、Fは、FはAのPRの請求及び

2. (2)

1. AはBに

AはFはBに提出した。Fは、FはAのPRの請求及び

500 BのPRの請求及び

2. GはFに

FはGは事件係の保証により、FはAのPRの請求及び

よ、Fは事件係の保証により、FはAのPRの請求及び

FはAのPRの請求及び

以上

○ 三級制の請求及び

○ 三級制の請求及び

○ 三級制の請求及び

新式を

21

021

1. SQ 1.

$$(1) A \rightarrow C$$

புது லாக்

Air.Cb

(2) $C \rightarrow A$

2P.372(3)(D) 192

DISCBAIRAL#227

→ 还是有限域

① 1211173 (6-D)

② 671746 ~~1112~~

(3) $A \rightarrow C$

10 Feb 63

(4) $\mathbb{Q} \subset \mathbb{Q}$

2 5Q 2

(1) $A \rightarrow C$

不(2511个) (463)

(2) $C \rightarrow A$

८।२६।२ (१५१)

$$\text{從 } A, B \text{ 及 } C \text{ 三子}$$

(3) $A \rightarrow C$

給付は、 $\frac{1}{2}$ に減少

12.10.15 ~ 12.10.15

分 2

১১১

Q. 15) $\frac{1}{x^2} = x^{-2}$ (2) $\frac{1}{x^2} = x^{-2}$ (2) $\frac{1}{x^2} = x^{-2}$ (2)

65-6

2 (2) SQ3

$$(1) E \rightarrow A$$

7/11/20

第A1222号(48E)

1
+A|78324703527(6242)

(2) ~~Find~~

$$A \rightarrow E$$

解法 (651I)

(3) $\overline{E} \rightarrow A$

打采点 (652, 620)

(4) SQ. 0

3 (1) SQ4

~~(1) $E \rightarrow A$~~
$$SB(\overline{651II})$$

19, 29

(2) $A \rightarrow \bar{E}$

やじじい(65) (27)

2x3 262 112 62 12 2 4 7 10 7 2

11) ~~So~~ X

我常ニシテ外ニ
良ニ懐成ニ思フ

